

生命保険等を活用した税務対策～パート 7～

Q7：個人診療所を経営しています。諸々の事情から医療法人成りすることは出来ません。そこで、個人事業主の保険を活用した税務対策の方法があれば教えてください。

A7：個人診療所の中には、以下のような理由から医療法人成りを避けられる方もいらっしゃいます。

- ・社員や役員に親族以外の第三者が参入することになるため（例：大阪府の場合、監事は理事長の3親等以内の親族以外の第三者でなければならず、かつ設立時に監事が社員になる必要があります。）。
- ・まわりの医療機関が医療法人設立を敬遠しているケースが多いため。
- ・法律や規定、行政指導等により行政機関等から規制をうけたくないため。

この場合、税務対策の1つとしてMS法人を活用することが考えられますが、保険を活用した対策として以下の2つの方法が考えられます。

<解説>

1、年金支払型の養老保険の活用

①契約者・満期保険金受取人を事業主である院長先生、被保険者を従業員、死亡保険金受取人を従業員の遺族とする養老保険については、一定の要件（参考：医業経営FPニュース No.131（3）イ～ニ）をみたした場合、事業主である院長先生がご負担された保険料の2分の1の金額が期間の経過に応じて事業所得に係る必要経費に算入されるものと考えられています。

②しかしながら、満期保険金を一時金として受け取る場合、受取金額を事業所得に係る総収入金額（所基通34-1（4））として一時に課税されてしまいます（ただし、それまで資産計上している既払保険料の2分の1相当額を必要経費に算入）。また、当該満期の際にまだ事業を継続している場合、保険料の支払いに係る必要経費算入部分に適用される税率以上の税率で課税される場合もありうることから、全体的にみるとかえって納税額が増加する結果にもなりかねません。

③これに対して、例えば満期保険金を廃業後に年金形式で受け取ることにより、基本的に、一時に高率の税率により課税されることを避けることが出来ます。事業継続中に満期が到来した場合は再度同内容の養老保険に加入して受け取った保険金を支払保険料に回すことにより損益を相殺します。

④ただし、明文規定ではありませんが医業経営FPニュース No.131（3）ハの要件に抵触する可能性があります。

2、保険期間5年以下の一時払養老保険

一時払養老保険のうち以下の3つの要件をすべて満たすものは、受け取った満期保険金や解約返戻金のうち、その差益（所令298条⑦）の20.315%（所得税及び復興特別所得税15.315%・地方税5%）の税額の源泉徴収だけで納税が完結する源泉分離課税制度が適用されます（措法41の10①）。

(1) 保険期間

5年以下（保険期間が5年を超える契約で契約日から5年以内に解約されたものを含みます）

(2) 払込方法

一時払いまたはこれに準ずる方法で以下の①、②のいずれかに該当するもの

- ①保険期間の初日から1年以内に保険料総額の2分の1以上を支払う方法
- ②保険期間の初日から2年以内に保険料総額の4分の3以上を支払う方法

(3) 保障倍率

「災害死亡保険金+疾病または傷害による入院・通院給付日額×支払限度日数」が満期保険金額の5倍未満で、かつ、それ以外の死亡保険金額が満期保険金額と同額以下のもの

また、医業経営FPニュース No.131（3）イ～ニの要件を満たす場合は、支払保険料の2分の1の金額が福利厚生費として、期間の経過に応じて、事業主である院長先生の事業所得に係る必要経費に算入されます。したがって、必要経費に係る税率と受取時に差益に適用される税率の差を利用した税務対策になります。

なお、保険期間が5年以下であることから、上記イ～ロの4要件のうちとくに「ロ」の条件に抵触しないか検討が必要であると思われます。

（担当：藤澤 文太）